

城陽市議会基本条例の検証結果について

1. 今回の検証においては、現行の条文及び解説を変更する必要はないと認めた
2. それぞれの条項の検証結果等は、次のとおり

条項	取り組み状況及び検証結果
前 文	条文に従い、これまでどおり取り組む
第1条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第2条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第3条	条文に従い、これまでどおり取り組む なお各号の検証については、関連する条項の中で、具体的事項を記す
第4条	条文に従い、これまでどおり取り組む なお各号の検証については、関連する条項の中で、具体的事項を記す
第5条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第6条	条文を重んじ、より積極的に取り組む ・情報公開には、別途条例に基づき適切に対応するとともに、平成28年8月24日から議長交際費の使途基準及び執行状況をホームページにて公開を行ったが、積極的な情報提供のあり方は、なお一層検討する ・会議の公開、傍聴に関する申し合わせを改正し、議会内の会議は全て原則公開とした ・会議資料の提供に関する申し合わせを改正したが、傍聴者に対する会議資料の提供方法等を検討する ・参考人制度は、本条例に基づき、請願・陳情審査で実施したが、市民参画や意見反映の場の充実に向けて、さらに取り組む必要がある
第7条	条文を重んじ、より積極的に取り組む ・議会報告会実施要綱を制定し、毎年度2回以上開催することを定めた。議会報告会の一環として、高校生と意見交換会を行うなど、新たな取り組みも行ったが、より多くの市民が参加し、幅広く意見が聞けるよう、実施方法等については引き続き議論を深める
第8条	条文に従い、これまでどおり取り組む ・議会広報の編さん方法に検討を加え、平成27年第4回定例会からは、一面写真を議員からも提供受けることとした。また掲載方法の見直しも行い、平成29年第2回定例会発行分からは、一般質問の掲載行数をこれまでの会派の人数割から質問者数での均等割に変更した ・平成30年度より1面及び10面はカラー化することとしたが、引き続き検討し、よりわかりやすいものにしていく ・平成28年6月からはスマートフォン・タブレットでも本会議の中継・録画映像を視聴可能としたが、利用の拡大に向けて啓発を行う
第9条	条文に従い、これまでどおり取り組む なお検証については、関連する条項の中で、具体的事項を記す
第10条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第11条	条文の趣旨を受け、速やかに検討を始める
第12条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第13条	条文を重んじ、より積極的に取り組む ・一問一答は、一般質問において選択制により実施しているが、論点や争点をより明確にするためにも、質問方法について、一考する必要があると思われる ・反問は、これまで2回のみであったが、議会と執行機関の活発な議論をはかるためにも、権利の趣旨を理解した上で多くの機会で行使が期待される

条項	取り組み状況及び検証結果
第14条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由討議は、委員会における審査時に適用し、制度として定着してきたものの、責任ある表決と市民への説明責任を果たすためにも、積極的な活用を図る
第15条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の組織等は、別途条例で4つの常任委員会を設け、すべての議員が複数の委員会に所属しているが、委員会の果たす役割にかんがみ、常任委員会の所管等は、改めて新しい議会構成の中で検討を加える。また効率的な審議を行うためにも、閉会中の委員会開催も積極的に進めていく必要がある ・請願及び陳情審査における提出者からの意見聴取は、市民参画の一環として、極めて重要な意味を持っており、積極的な対応を進めるよう改めて確認した
第16条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員研修実施要綱を制定し、研修を一般研修、派遣研修、その他の研修に分類するとともに、一般研修及びその他の研修については公開を原則とすることを定めた
第17条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の充実と、系統的な整理・保管に向けて一層の取り組みが望まれる ・市民利用が全くない状況からも、利用周知の啓発が必要である
第18条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、法務担当職員の充実強化は急務である ・研修の機会を一層確保するとともに、たゆまぬ自己研鑽が望まれる
第19条	<p>条文に従い、市民の代表として、これまでどおり取り組む</p>
第20条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年には、議員定数削減請願を不採択に決めたが、適正な議員定数のあり方については、引き続き検討していく
第21条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年第1回定例会において、平成30年4月から1年間の議員報酬の5%削減議案を可決したが、適正な議員報酬のあり方については、引き続き検討していく
第22条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月21日から、使途の透明性の確保を一層図るために政務活動費の支出を裏付ける領収書の写しをはじめとする関係資料についてホームページでの公開を行った ・平成29年度からは、政務活動費の後払い精算方式を導入した
第23条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を的確に市政に反映させるために、不断の改革に努めることを改めて確認する ・議会活性化推進会議の具体的な委員構成等は、新しい議会構成の中で引き続き検討する
第24条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p>
第25条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p>なお検証の方法については、検討していく</p>